

## 障害児通所支援事業所の指定取消処分について

横浜市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく特別監査を放課後等デイサービス事業所に実施した結果、不正請求及び虚偽の報告が認められたため、法の規定に基づき、次のとおり指定取消処分を行いました。今後、不正に請求していた給付費の返還を求めるとともに、不正請求に係る利用者負担分についても返還を指示します。

なお、当該法人は利用者及び市への返還について応じる意向を示しています。

## 1 設置者

IAC株式会社（横浜市港北区小机町1510番地の1）

代表取締役 加藤 昌幸

## 2 事業所名称等

- (1)事業所名 ちあふるはーと岸根公園  
(2)サービスの種類 放課後等デイサービス  
(3)事業所所在地 横浜市港北区篠原西町24番39号  
(4)指定年月日 平成31年1月1日  
(5)定員 10名

## 3 処分内容

- (1)処分年月日 令和6年10月28日  
(2)処分内容 指定の取消し  
(3)指定取消年月日 令和6年12月31日

## 4 処分理由

- (1)不正請求（法第21条の5の24第1項第6号）  
利用者2名について、学校から事業所に立ち寄ることなく自宅へ直接送迎したにも関わらず、障害児通所給付費を不正に請求した。
- (2)虚偽の報告（法第21条の5の24第1項第7号）  
学校から事業所に立ち寄ることなく自宅へ直接送迎した日について、請求実績と整合を図るために、日報等を書き換え、実地指導の際に当該日報等を提示した。

## 5 返還を求める概算額

平成31年2月から令和6年1月まで不正に請求し受領していた障害児通所給付費について今後下表のとおり法第57条の2第2項に基づき、返還させるべき額（不正請求額）に100分の40を乗じた額を加算して返還を求めます。あわせて、不正請求に係る利用者負担分についても返還を指示します。

給付費の返還額			利用者への返還額
不正請求額	加算額	合計	
1,800,618円	720,247円	2,520,865円	43,955円

## 6 利用者について

令和6年12月31日付で指定が取り消されることにより、当該事業所は、当該法人による運営を終了します。事業者より利用者全員の意向を確認し、引き続き、放課後等デイサービスの利用を希望される方に関しては、事業者において近隣の他事業所の利用を調整する等、利用の継続が適切に行われるよう指導します。

【参考】児童福祉法（昭和22年法律第164号・抜粋）

第21条の5の24 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児通所支援事業者に係る第21条の5の3第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

六 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。

七 指定障害児通所支援事業者が、第21条の5の22第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

第57条の2 市町村は、偽りその他不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費（以下この章において「障害児通所給付費等」という。）の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、指定障害児通所支援事業者又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

お問合せ先		
こども青少年局障害児福祉保健課長	高島 友子	Tel 045-671-4277